

都道府県
各指定都市民生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公印省略）

入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する
対策の手引きについて

児童福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）にて「新型コロナウイルス感染症に対する院内及び施設内感染対策の確立に向けた研究」として、新型コロナウイルス感染症の各領域別感染予防策について検討を行い、そのうち、入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策についてとりまとめました。

児童養護施設をはじめとした社会的養護関係施設（乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所一時保護所、一時保護委託を受け入れる施設・里親、ファミリーホーム等を含む。以下、「施設等」という。）では、それぞれ施設類型によって受け入れ児童も異なり、また同じ施設においても児童の年齢構成や入所期間も様々です。そのため、各施設等においては個々の施設の運営実態や自治体等の状況に応じた新型コロナウイルス感染症対策が必要です。

既に各児童福祉施設につきましては、当課及び各課連名の本年4月7日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」等で新型コロナウイルス感染症対策についてお示しているところですが、今後の施設等における感染症被害の拡大防止と更なる感染症対策徹底のため、施設現場等で活用していただくための「入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き」（以下、「ガイドライン」という。）を作成いたしました。

本ガイドラインは、

- ・施設等における新型コロナウイルス感染症対策の考え方
- ・平時からの基本的な新型コロナウイルス感染症対策
- ・具体的な活動・対応場面ごとの感染症予防対策
- ・施設内で新型コロナウイルス感染症・疑い例が発生した場合の対応
- ・その他 Q&A

等の施設等職員や養育者等の参考となる新型コロナウイルス感染症対応の基本を盛り込んで作成しております。

貴庁におかれましては、管下施設等において本ガイドラインについて周知し、各現場等でご活用いただくとともに、適切な対応を図っていただきますようお願いいたします。

なお、令和2年度第3次補正予算では、児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症対策として、

- ・マスクの購入や消毒に必要となる経費
- ・感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）
- ・個室化に要する改修に必要となる経費
- ・濃厚接触者等の子どもを一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るための看護師等の配置・派遣に要する経費

などの補助を計上しているもので、これについても積極的にご活用いただき、今後の新型コロナウイルス感染症の蔓延防止について徹底いただくよう、あわせて申し添えます。

- ・入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き

「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究（研究代表者 賀来満夫）」（研究分担者 多屋馨子）

[\(http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/\)](http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/)

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課 社会的養護専門官 末武 稔也 TEL : 03-5253-1111 (内線 4869)
